



《ファンド概況》

Table with 2 columns: 基準価額(円・1万口当たり) and 10,811. Rows include 純資産総額(億円) 28, 実質株式組入比率(%) 99.7, etc.

※実質株式組入比率は、マザーファンドを通じた組入比率です。

《期間別騰落率・税引前(%)》

Table with 4 columns: 基準価額, TOPIX, 差異. Rows include 1カ月比 +1.7, 3カ月比 +12.0, etc.

※期間別騰落率は、税引前分配金を再投資したものと仮定して計算しています。

《収益分配金・税引前(円)》

Table with 2 columns: 期(年月日) and 分配金. Rows include 第14期(13/6/24) 0, 第15期(14/6/23) 0, etc.

※分配金は1万口当たりの金額で、直近5期分を掲載しています。

《組入上位10業種の構成比(%)と月間騰落率(%)》

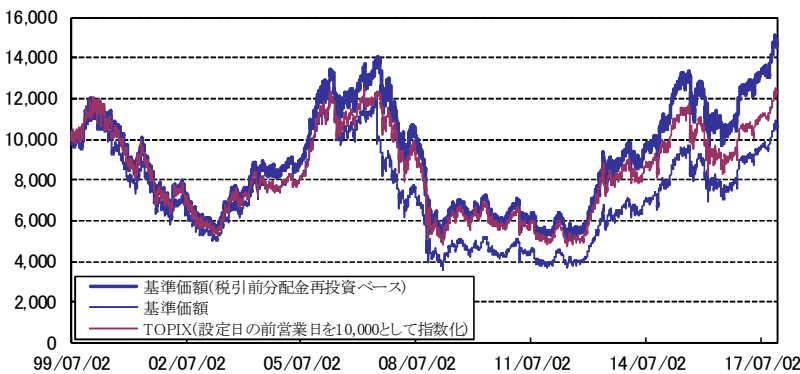
Table with 6 columns: 順位, 業種, ファンド, TOPIX, 差異, 月間騰落率. Rows include 電気機器 14.3, 情報・通信業 10.1, etc.

※構成比は現物株式ポートフォリオに占める比率、業種は東証33業種分類によります。

※月間騰落率は東証の業種別株価指数の騰落率です。

※差異は四捨五入の関係で、各構成比の差と一致しない場合があります。

《基準価額の推移》



※基準価額(税引前分配金再投資ベース)は信託報酬控除後であり、税引前分配金を再投資したものと計算しています。

※基準価額は信託報酬控除後です。

《運用概況》

11月の国内株式市場は、上旬は企業の間接決算が本格化する中で、好調な決算や業績見通しの上方修正が相次いだことが好感され上昇しました。中旬は、米国税制改革に対する先行き不透明感の高まりによる円高の進行や、7-9月期の実質GDP(国内総生産)成長率が市場予想を下回ったことが嫌気され反落しました。下旬は、米上院予算委員会が税制改革法案が可決されたこと、FRB(米連邦準備理事会)の次期議長に指名されたパウエル理事が中小銀行への規制緩和に理解を示したことなどをを受けて金融株を中心に米国株が上昇したことを背景に反発し、結果 TOPIX の月間騰落率は1.5%の上昇となりました。業種別では、石油・石炭製品、小売業、海運業、鉱業、空運業の5業種は4%以上上昇しましたが、ゴム製品、繊維製品、水産・農林業、非鉄金属の4業種は3%以上下落しました。

このような環境下、当ファンドの基準価額は前月比1.7%の上昇となり、TOPIXを上回りました。主力のウェブサイトの利用者拡大や手数料収入の増加により2018年3月期上期の連結決算が増収増益となったカカクコム保有を高めていたことや、当月上昇した業種である情報・通信業の保有を高めていたことがプラスに寄与しました。今後の運用については、“バリュエーション指標”を中心に、グループによっては“グロース指標”や“収益予想の修正動向”を加味した銘柄選択を行う方針です。

《組入上位30銘柄(%)》

Table with 5 columns: 順位, コード, 銘柄名, 業種, 構成比. Rows include トヨタ自動車 2.7, 日本電信電話 2.6, 三菱UFJフィナンシャル・グループ 2.4, etc.

※構成比は現物株式ポートフォリオに占める比率です。

■本資料は、朝日ライフ アセットマネジメント(以下、当社といいます)が、当ファンドの運用の内容やリスク等を説明するために作成したものであり、法令に基づく開示資料ではありません。■当ファンドは価格変動リスクや流動性リスク等を伴う証券等に投資します(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)ので、市場環境等によって基準価額は変動します。したがって投資元本が保証されているものではありません。運用による損益はすべて投資家のみなさまに帰属します。■本資料は当社が信頼できると判断した情報を元に、十分な注意を払い作成しておりますが、当社はその正確性や完全性をお約束するものではありません。■本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。■本資料に記載されている内容は、今後予告なしに変更することがあります。■ファンドの取得の申し込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡しますので、必ず内容についてご確認の上、お客様ご自身でご判断ください。■当ファンドは、金融機関の預金または保険契約ではありませんので、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合は、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。



ファンドの目的・特色

■ファンドの目的

TOPIX(東証株価指数)との連動性を重視しつつ、長期的にTOPIXを上回る収益の確保を目的として、運用を行います。

■ファンドの特色

1. 東京証券取引所第一部上場株式を主要投資対象とします。
 2. コンピュータを用いて統計的手法により銘柄を選定するクオッツ運用を行います。
 - ・ 東京証券取引所第一部上場銘柄(金融・電力・ガス株を除く)を企業規模等の特徴にしたがって6つの銘柄グループに分類します。
 - ・ グループごとに投資尺度の有効性を検証し、有効性が高い投資尺度を組み合わせて銘柄評価モデル(クオッツモデル)を構築します。
 - ・ クオッツモデルの評価にしたがって、グループごとに魅力あると見込まれる銘柄を選びます。
 - ・ 金融・電力・ガス株は財務分析等により銘柄を選定します。
 - ・ 特定のグループに集中投資しすぎていないか、業種に極端な偏りがないかの検証を行います。
- ※当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

投資リスク

ファンドは値動きのある有価証券等を投資対象としますので、組入有価証券等の値動きなどの影響により、基準価額が下落することがあります。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、これを割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

■基準価額の変動要因

《株価変動リスク》

企業の経営・財務状況の変化、国内外の政治、経済、社会情勢の変化等の影響を受けて株価が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。ファンドが投資している企業が業績悪化や倒産等に陥った場合、その企業の株価は大きく下落し、ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

《信用リスク》

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、それらの価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

■その他の留意点

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

■リスクの管理体制

ファンドのリスク管理は、社内規程やガイドライン等に基づき、運用部門のほか、管理部門およびコンプライアンス部門により行われています。また、リスク管理の状況は、委託会社の役員および各部門の代表者により構成されるリスク管理に関する委員会等において報告・検証され、必要に応じて改善される仕組みとなっています。



手続・手数料等

■お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社へお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位 ※販売会社へお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して4営業日目から支払います。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金申込みの受け付けを取り消すことがあります。
信託期間	無期限(設定日:平成11年7月2日)
決算日	毎年6月22日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※収益分配金をそのつど受け取るコースと自動的に再投資するコースがあります。自動的に再投資するコースを選択された場合の収益分配金は、税金が差し引かれた後、決算日の基準価額で再投資されます。

■ファンドの費用・税金

《ファンドの費用》

◆ 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に 2.16%(税抜2.0%) を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額 ※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額

◆ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に年 1.296%(税抜1.2%) の率を乗じて得た額
その他の費用・手数料	以下の費用などがファンドから支払われます。これらの費用は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ファンドの監査費用(ファンドの日々の純資産総額に年0.005%(税抜)の率を乗じて得た額。ただし年40万円(税抜)を上限とします。 ※別途消費税等相当額がかかります。 ・有価証券売買時の売買委託手数料 ・先物・オプション取引等に要する費用

※ ファンドの費用(手数料等)の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

《税金》

当ファンドは、課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

原則として、個人投資者については、収益分配時には普通分配金に対して課税され、ご換金(解約)時および償還時には解約価額および償還価額から取得費(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税相当額を含みます。)を控除した差益(譲渡所得)に対して課税されます。

詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。



《委託会社その他の関係法人》

委託会社 ファンドの運用の指図等を行います。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社

受託会社 ファンドの財産の保管および管理等を行います。

みずほ信託銀行株式会社

販売会社

● 販売会社一覧

投資信託説明書(交付目論見書)の提供、受益権の募集の取扱い、解約請求の受け付け、収益分配金、償還金、解約代金の支払い等を行います。

販売会社名	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
藍澤証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第6号	○	○		
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	○		○	
極東証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第65号	○			○
高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第20号	○			
立花証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第110号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	
丸八証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第20号	○			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
リテラ・クリア証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第199号	○			

当社ではホームページにて、商品内容・運用実績等の
情報提供サービスを行っております。

URL: <http://www.alamco.co.jp/>

■本資料は、朝日ライフ アセットマネジメント(以下、当社といいます)が、当ファンドの運用の内容やリスク等を説明するために作成したものであり、法令に基づく開示資料ではありません。■当ファンドは価格変動リスクや流動性リスク等を伴う証券等に投資します(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)ので、市場環境等によって基準価額は変動します。したがって投資元本が保証されているものではありません。運用による損益はすべて投資家のみなさまに帰属します。■本資料は当社が信頼できると判断した情報を元に、十分な注意を払い作成しておりますが、当社はその正確性や完全性をお約束するものではありません。■本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。■本資料に記載されている内容は、今後予告なしに変更することがあります。■ファンドの取得の申し込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡しますので、必ず内容についてご確認の上、お客様ご自身でご判断ください。■当ファンドは、金融機関の預金または保険契約ではありませんので、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合は、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。1712046